

平成17年12月9日

横浜市衛生局長 岸本 孝男 様

横浜市救急医療センター指定管理者
選定委員会 委員長 矢野 聰

横浜市救急医療センター指定管理者の選定にかかる優先交渉権者、
次点交渉権者について（答申）

標記につきまして、公正かつ慎重に審議を行い、平成17年12月9日開催の第3回選定委員会において、下記のとおり選定いたしましたので、報告いたします。

1 優先交渉権者（候補者）

（法人名）社団法人 横浜市病院協会
（住所）横浜市中区桜木町1-1 ゴールデンセンター5階
（代表者）会長 菊原 光夫

2 次点交渉権者（候補者）

（法人名）財団法人 横浜市総合保健医療財団
（住所）横浜市港北区鳥山町1735番地
（代表者）理事長 今井 三男

3 選定経過等

別紙「横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会選定報告書」のとおり

4 その他

本委員会の各委員は、選定委員会要項第4条の規定により、指定管理者が指定された日をもって任期満了となるため、指定された日についてご連絡いただきますようお願ひいたします。

**横浜市救急医療センター
指定管理者選定委員会
選定報告書**

平成17年12月

横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会

横浜市救急医療センターの指定管理者の選定にあたり、横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）は、公募要項、評価基準、申請書類様式集を作成するとともに、応募団体から提出された申請書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行った上で、応募団体の評価を行いました。

この度、優先交渉権者並びに次点交渉権者を選定いたしましたので報告します。

1 選定結果

委員会において公正かつ慎重な審査を行った結果、社団法人横浜市病院協会を優先交渉権者に、財団法人横浜市総合保健医療財団を次点交渉権者に選定しました。

2 委員会における選定手順

応募法人は、社団法人横浜市病院協会、財団法人横浜市総合保健医療財団の2法人でした。

委員会では、それぞれの法人から提出された申請書類の審査を行うとともに、プレゼンテーション及びヒアリング審査として応募法人から申請・提案内容の説明を受け、法人に対する質疑等を行いました。

その後、委員による意見交換、審議を経て社団法人横浜市病院協会を優先交渉権者、財団法人横浜市総合保健医療財団を次点交渉権者として選定しました。

3 得点

法人名	得点数（100点満点）
社団法人横浜市病院協会	74.2点
財団法人横浜市総合保健医療財団	68.4点

得点詳細は別紙資料1参照

4 講評

横浜市が作成した「救急医療センター指定管理者業務の基準」（以下「業務基準」と言う。）は、救急医療の公共性と重要性を十分に認識した上で、市内医療関係機関との連携、協調のもとに初期救急における夜間の応急的な診療を行う夜間急病センター業務と、市内全域の医療機関の情報を収集して的確に市民に提供するとともに看護師による電話相談業務を行うことを指定管理業務とし、さらに積極的な業務提案や運営上の工夫を求めるものでした。

本委員会において、横浜市救急医療センターの指定管理者の選定を行うにあたり、今回、応募のあった二つの法人の申請内容を確認したところ、両者ともに横浜市が示した業務基準を満たしたものでありましたが、その上で、申請内容の実現性、新たな業務提案や運営上の工夫、法人の経営状況やこれまでの実績等に関して、委員会として審議し、評価を行いました。

社団法人横浜市病院協会の提案内容は、夜間急病センターの診療開始時刻を18時とし、現在、多くの一般の診療所が終了し、夜間急病センターが診療を開始する20時までの「空白時間」を埋めることや、救急医療情報センターの機能向上の一環として看護師相談を補完

する医師のオンコール体制の設置とインターネットホームページの活用策、さらには人件費の見直しに関する具体的な目標の提示など、様々な点で意欲的なものでした。

一方、財団法人横浜市総合保健医療財団の提案は、これまでの横浜市救急医療センターの管理運営の実績を基にした堅実なものと評価できるものであり、横浜市の方針に準じた ISO の取得や救急医療センター独自のインターネットホームページの作成など具体的な提案も見受けられるものでした。

委員会による審議の結果、社団法人横浜市病院協会の提案は、市民の視点に立ったものと高く評価できる上に、実現しようとする目標が具体的に示されていることなど、総合的により優れた提案であると判断されました。

横浜市救急医療センターは、何よりも安全で確実な業務実施が求められる公の施設であるため、これから横浜市において指定管理者を選定するに際しては、医師を中心としたスタッフの確保策など具体的な実施計画について、十分に確認されることを、委員会の付帯意見としてここに記しておきます。

指定管理者には提案内容の着実な実施とすばらしい業務実績を積み重ねることを期待するとともに、横浜市当局や第三者による運営状況の的確な把握と評価が行われることを望みます。

(参考) 各委員からの意見

(1) 社団法人横浜市病院協会

- ・意欲的な事業計画として市民サービスの向上に期待が持てる提案内容であった。
- ・事業の刷新性、市民への配慮、人件費削減戦略等、評価すべきものが多々みられた。
- ・一方でスタッフの確保やコスト削減策など、提案内容の実現性に関して不安な面があり、事業の実施状況の評価が必要となろう。
- ・夜間急病センターとしての患者設定や診療時間の設定など事業計画にやや不十分な点が見受けられた。
- ・「基準外業務」のより効率的な執行を求められたい。

(2) 財団法人横浜市総合保健医療財団

- ・堅実な提案内容は評価できる。
- ・事業運営に関しての十分な実績から確実な事業運営が期待できる。
- ・市民へのサービスをさらに創造する姿勢や、情報センターについての新たな提案が見られなかった。
- ・現状を変えていこうと言うビジョンや意欲が欠けていた。
- ・コスト削減、特に人件費の削減について、具体的な提案に欠ける点があった。

横浜市救急医療センター指定管理者選定得点詳細

資料1

評価項目	評価	配点		(社)横浜市病院協会		(財)横浜市総合保健医療財団	
				評点	得点	評点	得点
1 基本的な考え方 10点満点				小計	8.4	小計	6.4
①センターの役割、管理運営に関する考え方	1 5	x 1	10	4.4	4.4	3.0	3.0
②センターの事業実施に関する基本方針	1 5			4.0	4.0	3.4	3.4
2 事業計画 60点満点				小計	46.0	小計	43.2
①夜間急病センターの事業計画について	1 5	x 3		3.6	10.8	3.6	10.8
②夜間急病センターの診療体制確保に関する計画について	1 5			3.2	9.6	4.2	12.6
③夜間急病センターにおける医療機関連携策について	1 5	x 2	60	4.0	8.0	3.6	7.2
④救急医療情報センターの事業計画について	1 5			4.2	8.4	3.2	6.4
⑤救急医療情報センター相談・助言業務について	1 5	x 1		4.6	4.6	3.2	3.2
⑥その他の事業	1 5			4.6	4.6	3.0	3.0
3 管理運営 30点満点				小計	19.8	小計	18.8
①医療、その他センター業務のサービス向上、安全管理の確保、個人情報の保護管理等について	1 5	x 1		3.4	3.4	3.4	3.4
②スタッフの配置、人材育成の視点について	1 5			3.2	3.2	3.4	3.4
③安定した管理運営に関するここと	1 5	x 2	30	3.4	6.8	3.6	7.2
④収支計画とコスト削減に関するここと	1 5			3.2	6.4	2.4	4.8
合 計			100		74.2		68.4

横浜市救急医療センター指定管理者応募者評点表(委員別)

資料2

* 点数はすべて素点(1~5点)で表示しています。

(社)横浜市病院協会

(財)横浜市総合保健医療財団

評価項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	平均
1 基本的な考え方						
①センターの役割、管理運営に関する考え方	4	5	4	4	5	4.4
②センターの事業実施に関する基本方針	4	4	4	4	4	4.0
2 事業計画						
①夜間急病センターの事業計画について	4	3	3	4	4	3.6
②夜間急病センターの診療体制確保に関する計画について	3	3	3	3	4	3.2
③夜間急病センターにおける医療機関連携策について	4	4	3	4	5	4.0
④救急医療情報センターの事業計画について	4	4	4	4	5	4.2
⑤救急医療情報センター相談・助言業務について	5	5	4	5	4	4.6
⑥その他の事業	5	5	4	4	5	4.6
3 管理運営						
①医療、その他センター業務のサービス向上、安全管理の確保、個人情報の保護管理等について	4	3	3	3	4	3.4
②スタッフの配置、人材育成の視点について	3	3	3	3	4	3.2
③安定した管理運営に関すること	3	4	3	3	4	3.4
④収支計画とコスト削減に関すること	3	3	3	3	4	3.2

委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	平均
3	3	3	3	3	3.0
3	3	3	4	4	3.4
3	4	4	3	4	3.6
4	4	4	4	5	4.2
4	4	3	3	4	3.6
3	3	3	3	4	3.2
3	3	3	3	4	3.2
3	3	3	3	3	3.0
3	4	3	3	4	3.4
3	4	3	3	4	3.4
3	4	4	3	4	3.6
2	3	2	2	3	2.4

計	46	46	41	44	52	△
---	----	----	----	----	----	---

37	42	38	37	46	△
----	----	----	----	----	---

資料3

横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会委員（50音順）

委員長 矢野 聰 日本大学法学部医療管理学教授
委 員 井上 光昭 日本公認会計士協会神奈川県会
委 員 関 一平 聖マリアンナ医科大学医学部救急医学助教授
委 員 橋本 迪生 公立大学法人横浜市立大学医学部医療安全学教授
委 員 松岡 美子 よこはま・子どものこころとからだを紡ぐ会代表

資料4

横浜市救急医療センター指定管理者選定経過

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| 1 第1回委員会（施設視察含む） | 10月16日（日） |
| 2 公募期間（ホームページに掲載） | 10月18日（火）～11月25日（金） |
| 3 救急医療センター施設現況図の閲覧 | 10月18日（火）～11月25日（金） |
| 4 公募説明会（施設見学を兼ねる） | 10月25日（火） |
| 5 公募に関する質問の受付 | 10月25日（火）～11月4日（金） |
| 6 公募に関する質問に対する回答 | 11月18日（金） |
| 7 申請書類の受付 | 11月24日（木）、11月25日（金） |
| 8 第2回委員会
(応募者プレゼンテーション及びヒアリング含む) | 12月4日（日） |
| 9 第3回委員会
(優先交渉権者、次点交渉権者の選定) | 12月9日（金） |

委員会開催状況

第1回委員会

日 時	平成17年10月16日（日）13時00分～15時00分
開催場所	横浜市庁舎 5階特別会議室
出席者	井上委員、関委員、橋本委員、松岡委員、矢野委員
議 題	1 委員長の選出 2 議事の公開について 3 選定日程について 4 選定評価基準について 5 公募要項、申請書類様式集について
決定事項	1 矢野委員を委員長に選出した。 2 第1回は引き続き公開、第2回、第3回は非公開とすることとした。 3 選定日程について決定した。 4 選定評価基準、公募要項、申請書類様式集について決定した。

第2回委員会

日 時	平成17年12月4日（日）13時00分～16時45分
開催場所	横浜市庁舎 5階特別会議室
出席者	矢野委員長、井上委員、関委員、橋本委員、松岡委員
議 題	1 応募状況・質問項目について 2 応募者プレゼンテーション及びヒアリングについて 3 意見交換と評価票の作成について
決定事項	各委員が評価票を作成し、次回集計結果を基にして優先交渉権者、次点交渉権者の選定を行うことにした。

第3回委員会

日 時	平成17年12月9日（金）19時00分～20時30分
開催場所	横浜市庁舎 5階特別会議室
出席者	矢野委員長、井上委員、関委員、橋本委員、松岡委員
議 題	1 評価得点の確認 2 優先交渉権者の選定 3 次点交渉権者の選定 4 選定報告書の作成について
決定事項	1 社団法人横浜市病院協会を優先交渉権者に選定した。 2 財団法人横浜市総合保健医療財団を次点交渉権者に選定した。 3 選定報告書を作成した。

横浜市救急医療センター指定管理者選定評価基準

資料6

(応募内容の評価項目及び評価配分についての考え方)

選定評価項目については、「基本的な考え方」「事業計画」「管理運営」の三つの項目に分け、それぞれ10点、60点、30点(合計100点)に配点したうえで、評価点を算出します。

選定における評価項目と評価配分は次のとおりとします。

評価項目	内 容	評価	配点	評価の基準
1 基本的な考え方 10点満点				
① センターの役割、管理運営に関する考え方	センターの理念、設置意義に基づいて実現したいこと、本事業がもたらす地域への貢献や管理運営に当たっての基本的な考え方が十分に示されているか。法人として特記すべき社会的取組事項があるか。	1 5	× 1 10	5:センターの設置理念を十分に理解し、明確で特に優れた考え方と方針が示されている。 4:センターの設置理念を十分に理解し、明確で優れた考え方と方針が示されている。 3:センターの設置理念をほぼ理解し、適切に考え方が示されている。 2:センターの設置理念についての理解が不十分である点が見られる。または、基本的な考え方が明確に示されていない点がある。 1:救急医療センターの設置理念についての理解が欠けている。または、基本的な考え方が不明確、不適切である。
② センターの事業実施に関する基本方針	センターの役割や特色を活かした事業展開が示されているか、本市救急医療体制への効果などが考えられているか。	1 5		
2 事業計画 60点満点				
① 夜間急病センターの事業計画について	夜間急病センターの事業実施に対する具体的な考え方が示されているか。	1 5	× 3	
② 夜間急病センターの診療体制確保に関する計画について	夜間急病センターの診療体制の確保について、具体的な計画、確保の見込みが認められるか。	1 5		5:計画内容が特に優れており、具体性及び実現性も大いに認められる。
③ 夜間急病センターにおける医療機関連携策について	入院や専門的な診療が必要な患者を円滑に他医療機関に転送できるようにするための具体的な方策などが示されているか。	1 5	× 2 60	4:計画内容が優れており、具体性及び実現性も大いに認められる。 3:計画の具体性及び実現性がほぼ認められる。
④ 救急医療情報センターの事業計画について	救急医療情報センターの機能が十分に活用され、確実な情報提供がされるような具体的な計画となっているか。	1 5		2:計画に具体性に欠ける点がある。または、計画の実現性を認めがたい点がある。
⑤ 救急医療情報センター相談・助言業務について	看護師による相談・助言業務の効果的な事業展開についての視点と具体的な計画が示されているか。	1 5	× 1	1:計画に具体的に欠ける点が多く、実現性も認められない点がある。
⑥ その他の事業	センターの機能をさらに円滑に実施するための具体的な提案があるか。	1 5		
3 管理運営 30点満点				
① 医療、その他センター業務のサービス向上、安全管理の確保、個人情報の保護管理等について	夜間急病センターとして求められる医療水準の維持・向上策とその他のサービス向上、安全管理の確保策が示されているか。また、個人情報の保護についても明確な考え方や自己評価に対する考え方方が示されているか。	1 5	× 1	5:①②④:特に優れた考え方と具体策が明確に示されている。また、確実な実現性も認められる。 ③:特に健全な経営実績を有し、指定期間中安定した管理運営を行う能力が認められる。 4:①②④:優れた考え方と具体策が示されており、実現性も認められる。 ③:健全な経営実績を有し、指定期間中安定した管理運営を行う能力が認められる。
② スタッフの配置、人材育成の視点について	担当業務、これまでの業務実績に基づく効果的、効率的なスタッフ配置や人材育成策についての提案がされているか。	1 5		3:①②④:考え方と具体策が示されており、実現性もほぼ認められる。 ③:概ね良好な経営実績であり、指定期間中安定した管理運営が行えると考えられる。
③ 安定した管理運営に関するこ	事業計画に沿った管理運営を計画的、かつ、安定的に行う能力を有しているか。	1 5	30	2:①②④:考え方と具体策に抽象的・不明確な点がある。または、運営計画の実現性が認めにくい。 ③:経営実績に不良(不明瞭)な点があり、指定期間中の管理運営を十分に実施できるか疑問である。
④ 収支計画とコスト削減に関するこ	収入、支出の積算が合理的にされているか、また、コスト削減についての具体策が示されているか。	1 5	× 2	1:①②④:考え方と具体策に抽象的・不明確な点が多く、実現性も認められない。 ③:経営実績が不良(不明瞭)であり、指定期間中の管理運営を十分に実施できない蓋然性がある。
計			100	